

契約番号：

収入印紙

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約書

令和 年 月 日

排出事業者（委託者） 住 所 北海道札幌市中央区北1条西2丁目
氏 名 札幌市
代表 札幌市長 秋元 克広

処分業者（受託者） 住 所
氏 名

上記排出事業者（以下「委託者」という。）と処分業者（以下「受託者」という。）は、委託者の事業場から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（法令遵守）

委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 受託者の事業範囲

PCB廃棄物の処分業の許可または認定に係る受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証または認定証の写しを本契約書に添付する。認定事項に変更があったときは、受託者は遅滞なくその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証または認定証の写しを委託者に送付するものとする。

特別管理産業廃棄物処分業の許可または認定	
許可都道府県・政令市(認定大臣)	
許可(認定)の有効期限	
事業の範囲	
許可(認定)の条件	
許可(認定)番号	

2 排出事業場

委託者の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称	住 所
建設廃棄物保管倉庫	北海道札幌市東区東苗穂2条2丁目

3 PCB廃棄物の種類、数量、処理料金等

- 委託者が、受託者に処理を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び処理料金は、別表1に定めるものとする。
- 別表1に定めるPCB廃棄物以外の物は、受託者は、委託者の費用をもって返還することができる。

4 搬入者

別表1のPCB廃棄物の収集運搬は、受託者が許可した収集運搬業者が行うものとする。

5 処分又は再生の場所、方法及び施設の処理能力

受託者が、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物を処分する場所（以下「処理施設」という。）、方法及び処理能力は、次のとおりとする。

事業場名	
------	--

所在地	
方法	
処理能力	
所在地	
方法	
処理能力	

6 最終処分（再生を含む。）場所、方法及び処理能力

- (1) 受託者が、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物を中間処理後に最終処分（再生を含む。）する場所、方法及びその処理能力は、別表2のとおりとする。
- (2) 受託者は、別表2に変更があったときは、遅滞なくその旨を委託者に通知するとともに、委託者及び受託者は変更後の別表2を本契約書に添付するものとする。

第3条（義務と責任）

1 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 委託者は、PCB廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、処理施設に搬入する前に受託者に提供するものとする。
 - ① PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ② 通常の保管状況の下での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ④ その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (2) 委託者は、上記の内容以外にも、受託者の求めに応じて、適正処理に必要な情報を、受託者に提供するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、委託者は遅滞なくその旨を書面等により受託者に通知するものとする。
- (4) 委託者は、処理委託するPCB廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載（委託者が電子マニフェストを使用する場合にあっては、電子マニフェストの入力。以下、この号において同じ。）事項に洩れのないようにしなければならない。なお、マニフェストの記載事項に洩れがある場合は、受託者はPCB廃棄物の受入れを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、PCB廃棄物を受け入れるものとする。

2 搬入日時の調整

- (1) 委託者は、PCB廃棄物を、委託者と受託者とが協議して決めた日時に、受託者の処理施設に搬入するものとする。
- (2) 受託者は、PCB廃棄物の搬入日時を変更する必要があるときは、事前に委託者へ連絡した上で、搬入日時を変更できるものとする。

3 再委託の禁止

受託者は、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物の処理を第三者に再委託してはならない。

4 権利義務の譲渡禁止

委託者及び受託者は、本契約に基づく権利義務の一切を相手方の事前の書面による承諾なくして、譲渡し、担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

5 監督等

- (1) 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

6 処理委託業務終了報告

受託者は、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物の中間処理が終了した後、遅滞なく業務終了報告を行うものとする。この場合において、業務終了報告書は、マニフェストの写し（D票）の送付（委託者が電子マニフェストを使用する場合にあっては、受託者が中間処理終了後に行う情報処理センターへの報告）をもって代えるものとする。

7 業務の一時停止

受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者に事前に又は事後に通知して、一時業務を停止することができる。

8 委託者・受託者の責任範囲

- (1) 受託者は、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物を受け入れた時点より、その処理等についてすべて責任を負うものとする。
- (2) 委託者の責任範囲は、受託者の責任範囲を除くすべてとする。

第4条（検査等）

- 1 受託者は、別表1のPCB廃棄物の処理を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知し

なければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に処理内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については前2項の規定を準用する。

第5条（処理料金の支払い、消費税等）

- 1 受託者は、前条第2項の検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別表1のPCB廃棄物の処理料金を、委託者に請求するものとし、委託者は、請求を受けた日から30日以内に受託者が指定する金融機関の口座への振込みにより支払うものとする。この場合において、委託者は、振込手数料を別途負担する。
- 2 委託者は、受託者に処理を委託するPCB廃棄物の処分業務に係る消費税及び地方消費税を負担するものとする。
- 3 委託者が受託者に提示したPCB機器等調査票又は搬入荷姿登録調査票（PCB汚染物等）の記載内容に誤りがあり、委託者から処理を委託されたPCB廃棄物の処理料金が不足する場合は、受託者は委託者にその不足分を請求することができるものとする。

第6条（機密保持）

委託者及び受託者は、本契約及びこれに付帯する一切の合意に関連して業務上取得した相手方の一切の機密情報（相手方から機密である旨明示して開示されたものに限る。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得て開示する場合、法令若しくは公権力の命令によって開示する場合又は地方公共団体等との協定に基づいて開示する場合は、この限りではない。

第7条（契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。
- 2 前項にかかわらず、第6条（機密保持）は本契約終了後3年間有効とし、第10条（損害賠償）は本契約終了後も有効とする。

第8条（契約条項の変更）

委託者及び受託者は、別途協議の上、権限を有する者により適正に署名又は記名捺印された書面によって、本契約の各条項の内容を変更できるものとする。

第9条（契約の解除）

- 1 委託者及び受託者は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができるものとする。
- 2 受託者の責に帰すべき事由により、前項に基づき委託者が本契約を解除する場合において、受託者の処理施設へ搬入を完了した委託者のPCB廃棄物の処理が未だ終了していないときは、受託者は、委託者の費用をもって当該PCB廃棄物を自ら処理するか、又は委託者の承諾を得た上で、委託者が指定する保管場所に受託者の費用をもって引き渡すものとする。
- 3 委託者の責に帰すべき事由により、第1項に基づき受託者が本契約を解除する場合において、受託者の処理施設へ搬入を完了した委託者のPCB廃棄物の処理が未だ終了していないときは、委託者は、当該PCB廃棄物を自らの費用をもって引き取るものとする。
- 4 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
 - (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者がイからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められたとき。

第10条 (損害賠償)

委託者及び受託者は、法令又は本契約に違反し相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第11条 (談合行為に対する措置)

1 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)したとき。

(2) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第12条 (裁判管轄)

本契約に関し生じた紛争については、委託者を原告とする場合は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所、受託者を原告とする場合は、札幌地方裁判所又は、札幌簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第13条 (その他)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義が生じたときは、委託者受託者誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、当事者署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。

別表 1

廃棄物の種類 (品名)	容器種類	材質	容器重量 (kg)	容器寸法 (mm)	PCB廃棄物重量(kg)
外壁シーリング材	ドラム缶 (UN規格品)	鋼製	24kg/缶	585x890	33.5
					53.7
					61.3
					72.0
					69.7
					58.9
					69.0
					62.6
					62.6
					62.3
					62.4
					73.7
					75.5
					73.4
					47.1
					57.6
					62.7
					66.8
					51.7
					81.1
91.5					
75.9					
86.0					
81.5					
PCB廃棄物総重量(kg)					1592.5
PCB廃棄物1kg当たり処理料金(円)					
ドラム缶総重量(kg)					576
ドラム缶1缶当たり処理料金(円)					
割引額(円)					
処理料金合計					
うち消費税(10%)					

別表2 乙の中間処理後の最終処分（再生を含む。）の場所

1 乙の再生

再生品	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考（利用方法等）

2 乙からの再生委託先（最終処分先も含む。）

廃棄物の種類	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考

3 2からの再生委託先（最終処分先も含む。）

廃棄物の種類	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考

年 月 日より適用

以下余白